

篠山市環境基本条例（案）について

1 制定の趣旨

現在、本市の環境に関して、個々具体の規制等に関する条例はあるものの、総合的な環境施策に関する基本理念や方針を規定した条例がない。

環境先進都市をめざす本市にとって、個々具体の関連条例等の上位条例として規範を示す基本条例は必要なものであり、また、良好な環境の保全と創造をめざして市民が現在及び将来にわたり、健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保するため、この条例を制定する。

2 制定の概要

（１）前文

法令等の条項の前に置かれている文章で、制定の趣旨や基本原則などを記しているとともに、篠山の環境はこうあってほしいという思いが込められた前文です。

（２）第１章 総則（第１条 第６条関係）

本条例制定の目的や、用語の意義、基本理念、市・市民および事業者の責務について定めています。

（３）第２章 基本方針（第７条 第１４条関係）

自然環境の保全や環境教育等の推進、調査研究の充実等、市が環境の保全と創造に関して推進すべき施策の基本的な方針について定めています。

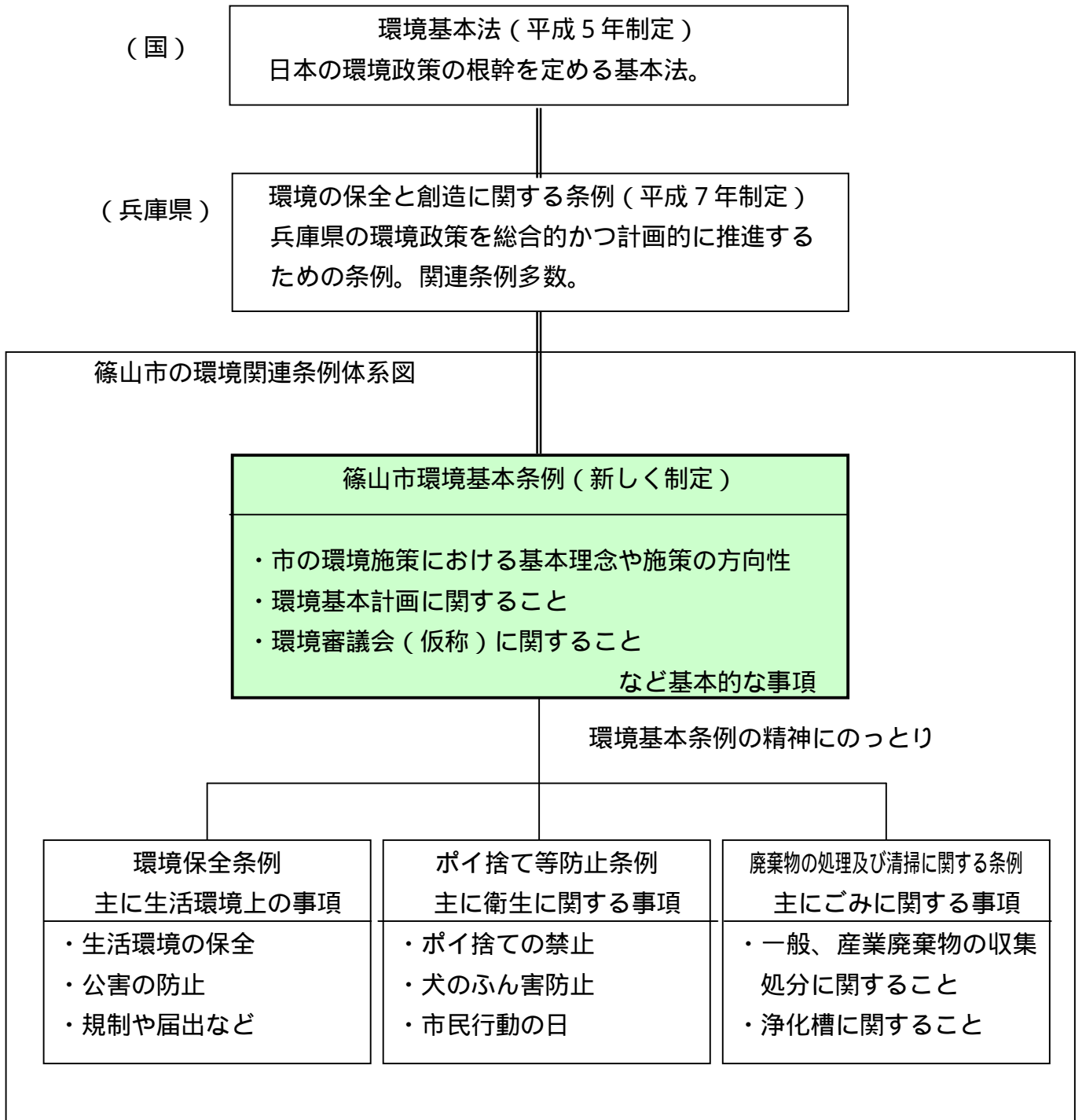
（４）第３章 環境基本計画（第１５条・第１６条関係）

環境保全に関する施策を長期的な観点から計画的に推進するために策定する環境基本計画について定めています。

（５）第４章 環境審議会（第１７条関係）

環境の保全と創造に関して必要な事項を審議する機関である環境審議会の組織について定めています。

法律と県条例との関連、及び市の個々具体の条例との体系図



3 施行期日等

平成22年4月1日から施行する。

篠山市環境基本条例（案） 構造図

前 文

第1章 総 則

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（基本理念）
- 第4条（市の責務）
- 第5条（市民の責務）
- 第6条（事業者の責務）

第2章 基本方針

- 第7条（豊かな自然環境の保全）
- 第8条（環境教育等の推進）
- 第9条（環境に配慮した農業の推進）
- 第10条（地球温暖化防止対策）
- 第11条（環境状況の報告）
- 第12条（必要な措置）
- 第13条（調査研究等の充実）
- 第14条（国及び他の地方公共団体との連携）

第3章 環境基本計画

- 第15条（環境基本計画の策定）
- 第16条（環境基本計画との整合性）

第4章 環境審議会

- 第17条（環境審議会）

附 則

篠山市環境基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 基本方針（第7条 第14条）

第3章 環境基本計画（第15条・第16条）

第4章 環境審議会（第17条）

附則

私たちのまち篠山は、多紀連山など山々に囲まれた美しく自然豊かな地域にあり、清らかな水や肥沃な大地、澄んだ空気に恵まれています。そこにはさまざまな歴史や文化が生まれ、それらは先人の努力で大切に守られ引き継がれてきました。この地で育まれた黒豆、山の芋、栗、松茸など多くの農産物は、丹波篠山のブランドとして全国に誇れる特産品となっています。

篠山に天から落ちた一滴一滴の雨粒は、豊かな森をつくり、川となって田畑をうるおします。小川にはホタルが飛び交い、メダカが泳ぎ、子どもたちの遊ぶ姿がみられます。やがて、小川は集まり川となって、加古川、武庫川、由良川へと流れ出ます。下流に数百万人もの人々が生活する三つの河川、その「源流のまち篠山」に住む私たちは、環境の大切さを認識し日々の営みを続けていかなければなりません。

近年、経済成長などに伴う社会環境の変化により、地球規模では温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など深刻な環境問題が起きています。また、篠山市においては、森と里山の再生、ゴミの減量とリサイクル、生活環境の改善、環境意識の向上などさまざまな課題を抱えています。

私たちはこの篠山で、命を育む豊かな森、清らかな水、澄んだ空気を大切に守り、身近な環境課題を克服するなど環境の保全に真摯に取り組むとともに、篠山にふさわしい優れた環境を創造し、それを確実に次世代に引き継いでいくため、この条例を定めます。

【説明】法令の条項の前に置かれている文章で、制定の趣旨や基本原則などを記しているとともに、篠山の環境は将来にわたってこうあってほしい、という思いが込められた前文です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を策定することにより、市民が現在及び将来世代に渡り、健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保することを目的とする。

【説明】本条例が規定している基本的な事項と目的について、簡潔に定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障のあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

【説明】本条例を読むうえでわかりにくい言葉について、詳しく説明しています。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 豊かな森や里山、清らかな水、澄んだ空気に抱かれた篠山の自然環境を大切に守り、次世代に引き継ぐこと。
- (2) 市民一人ひとりが環境を守ることの大切さを学び、より良き環境を創造する意識を向上させ、篠山から地球規模の環境保全に繋げていくこと。
- (3) 里山、水辺、田園などが一体となった篠山の優れた農業環境を守り、自然環境にも配慮した篠山にふさわしい農業を推進していくこと。
- (4) すべての市民が環境への負荷を低減する努力を続け、誰もが住みよい、住みたいまち篠山にすること。

【説明】良好な環境の保全と創造に関し、基本理念を具体的に定めています。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、すべての施策を実施するに当たって、この条例により、市民の快適な

環境が確保されるよう努めるものとする。

- 3 市は、市民の自主的な活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種施策を推進する責務を有する。

【説明】市は、環境に配慮した施策を進めるとともに、市民や事業者が取り組む環境活動を支援する責務を有することを定めています。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害発生を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

【説明】市民は、日頃からごみの減量など、環境のことを意識した生活に取り組む責務を有するとともに、環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画することを定めています。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を発生させないため、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど環境への負荷の低減に努めるものとする。
- 3 事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

【説明】事業者は、事業活動に伴って起こりうる公害の防止やごみの減量など、環境の負荷の低減について意識した事業活動等に取り組む責務を有するとともに、環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画することを定めています。

第2章 基本方針

（豊かな自然環境の保全）

第7条 市、市民及び事業者は、豊かな自然環境を保全するとともに、適切な生物多様性の保持に努めるものとする。

【説明】市内の自然環境の変化に伴い、生物の生息環境も変化してきていることから市は、自然環境を保全し、適切な生物多様性の保全に努めることを定めています。

（環境教育等の推進）

第8条 市は、市民及び事業者が学校、家庭及び地域において、環境への理解を

深め、環境に配慮した生活及び事業活動を推進できるよう、環境に関する教育及び学習の推進、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

【説明】環境教育や環境学習は、現在も市内で取り組まれています。積極的に推進拡大していくための支援や適切な情報提供の体制について、具体的に定めています。

（環境に配慮した農業の推進）

第9条 市、市民及び事業者は、環境保全型農業を推進し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産活動に努めるものとする。

【説明】生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境への負荷の低減に配慮した、持続的な農業を推進することについて定めています。

（地球温暖化防止対策）

第10条 市、市民及び事業者は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の二酸化炭素その他温室効果ガス排出の抑制に関する活動を促進するため、必要な情報の提供をしよう努めるものとする。

【説明】地球温暖化防止は、広域的な問題ですが、一人ひとりの取り組みが重要です。市、市民、事業者が温室効果ガス排出の抑制に努め、地球温暖化防止に取り組むことともに、市はその活動を促進するため、必要な情報を提供しよう定めています。

（環境状況の報告）

第11条 市長は、市の環境の現状及び施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表するとともに、環境審議会の意見を聞くものとする。

【説明】環境に関する調査や環境施策の実施状況について、一元的に年次報告書にまとめ公表するとともに、環境審議会の意見を聞く必要があることを定めています。

（必要な措置）

第12条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

【説明】現在、届出規定や罰則規定などの具体的な規制等については、環境保全条例やポイ捨て等防止条例などの個別の条例で定められていますが、市の基本理念を表す本条例において、必要な措置ができることを定めています。

(調査研究等の充実)

第 1 3 条 市、市民及び事業者は、環境の保全と創造に関する施策を適正かつ効果的に推進するため、必要な調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めるものとする。

【説明】環境問題は多岐の分野に渡っていることから、関連する情報を収集し、調査研究することで、適正かつ効果的に環境施策を推進するとともに、積極的に普及啓発に努めることを定めています。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 1 4 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

【説明】地球温暖化問題など、市だけでは取り組めない広域的な環境問題については、国、県、近隣自治体と連携して推進していくことを定めています。

第 3 章 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第 1 5 条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、篠山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【説明】環境保全に関する施策を長期的な観点から計画的に推進するため、市民の意見を反映した篠山市環境基本計画の策定について定めています。

(環境基本計画との整合性)

第 1 6 条 市長は、環境の保全と創造に影響を及ぼすことが予測される施策を策定又は実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するとともに、環境基本計画との整合性を図るよう調整するものとする。

【説明】市が実施する施策については、市の環境問題解決に向けた取り組みの指針となる環境基本計画に整合させ、環境に十分配慮するよう定めています。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する事項を調査審議するため、篠山市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は15人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】これまで篠山市環境保全条例で定めていた環境保全審議会は、主に公害に関する事項が審議の対象となっていました。本条例の制定にあたり、審議会の定めを環境保全条例から本条例に移します。そのうえで環境の保全と創造に関することや環境基本計画の推進について審議し、環境施策を点検・評価する機関として、篠山市環境審議会を設置することを定めています。

附 則